

2024年度 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務一部委託事業所説明会
その他に対するQ&A(2024年4月26日実施)

番号	質問	回答 (2024.5.20回答)
1	予防の初回契約の際にGMチェックシートを行うとなっておりますがケアプランチェック担当者より受け取ると言われていますが受け取った事ありません。(今年に入って予防の新規利用者の契約際も同席いただきました)業務の流れとして必要なのであれば徹底して頂きたいです。	申し訳ございません。改めて地域総合支援センター内で共有いたします。
2	契約終了に関する申出書について、サービスの利用がない方は評価表を出しの後が聞き取りにくかった。利用者が希望した場合は、その後の説明内容はどのようなものか	「契約の終了に係る申出書」は、利用者からの申し出により、契約を終了する場合に、利用者本人の直筆で記入いただくものです。サービスの利用はしないが、引き続き担当を利用者が希望される場合は、地域総合支援センター本部へサービス利用があった時のケアプランの評価表を提出していただき、担当を継続していただくことになります。なお、次の場合は「契約の終了に係る申出書」は不要です。要支援認定の有効期間が終了した、非該当になった、事業対象者と判断されなかった、要介護認定となった、市外へ転出した、亡くなった、介護保険施設、指定障害者支援施設に入所した、小規模多機能型居宅介護等を利用等。
3	契約の終了に係る申出書(解約・非更新)についてですが今はサービスを使っておらず契約の終了に係る申出書を提出しても利用者様が担当してほしいと言われればしなくてはいけないような説明だったと受けとったのですが、希望された時に引き受けられない状況になっている場合はどうなるのでしょうか？	希望された際に担当が不可能であれば、「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント連絡票」にその旨を記載し管轄の地域総合支援センターにFAXをお願いいたします。
4	契約の際の家族の同席について、記入欄があると聞かされたが、どのような説明だったか	今年度より介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約書内の個人情報の取り扱いに関する同意書に家族同意欄を設けておりますので、居宅事業所が契約の日程調整をする場合は、可能であればご家族が同席できる日にしていただけるとありがたいです。
5	基本チェックリストを実施したうえで途中ケアプランの変更について、期間4/1から3/31の説明があったが最後が聞こえにくく、変更後も最終は3/31との内容だったか？変更時の期間はどのように言っていたか。	事業対象者のケアプランの評価期間は利用者の状態やサービス内容に変化がない場合に限り、要支援者と同様事業対象者になったときから換算して1年ごとに基本チェックリストを実施したうえで、評価表とケアプランを作成してください。途中でケアプランを変更した場合も、変更プラン前の基本チェックリスト実施予定と同じ、1年後がケアプランの有効期限となります。 例)令和5年4月1日に事業対象者になった場合、利用者の状態やサービス内容に変化がない場合は、1年後の期間終了前、令和6年3月31日までに基本チェックリストの実施、評価表、継続ケアプランを作成となります。しかし、利用者の状態に変化があった場合は、期間の途中で評価表、変更プランを作成をします。その際のプランの有効期間は、プラン変更前の有効期間終了日と同じ、令和6年3月31日となり、令和6年3月31日までは、再度基本チェックリストの実施、評価表、継続プランの作成が必要となります。
6	11ページの認定が出ていない状態でサービスを利用する場合は、重要事項を説明し、同意を得た上で、暫定ケアプランの作成が必要とはどこまでの説明と同意が必要か詳しく教えていただきたい、また、暫定でサービスを利用する場合は、本ケアプランと合わせて暫定ケアプランも提出するとありますが、本ケアプランを出す時は結果が出た時であるので介護の結果がでも介護で暫定ケアプランを作った場合でも提出するのでしょうか？詳しくこちらも教えていただきたいです。	新規申請の結果が出ていない状態で、要介護または要支援で一部委託としてご担当いただく場合は、原則、地域総合支援センター担当者と居宅のケアマネジャーが利用者宅を訪問し重要事項説明書の内容を説明します。 居宅と地域総合支援センター両方の契約書を用いて同意を得る方が良いですが、利用者の負担が大きい等の理由があれば利用者の状態に応じどちらの契約書を用いるか勘案し、結果によっては再度契約が必要となることを説明し了承を得ておきます。 居宅のケアマネジャーがサービス担当者会議を開催し、本人より暫定ケアプランの同意を得たのち、暫定ケアプランを居宅のケアマネジャーが保管し、要支援の結果が出た際には、本プランとともに地域総合支援センター本部に提出します。 なお、暫定プランと本プランにサービスの変更がある場合は、速やかに一連の業務を行い、変更がない場合は、暫定プランが本プランに移行したことがわかるように必要事項を見え消しで訂正する等してください。 認定結果が要介護の場合は、地域総合支援センターへの暫定ケアプランの提出は不要です。
7	一部委託の事業所の運用については今まで通りと理解していますがよろしいでしょうか。	一部委託業務については変更はございません。